

省エネ（熱損失防止）改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額について

地球温暖化防止に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図るため、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間の既存住宅について、省エネ改修工事を行った場合に固定資産税（家屋分）を減額する制度が創設されました。

1. 減額措置の適用要件

- (1) 次のア～エまでの工事のうちアを含む工事であること。
また、当該工事により各部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

ア. 窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
イ. 床の断熱改修工事（断熱材）
ウ. 天井の断熱改修工事（断熱材）
エ. 壁の断熱改修工事（断熱板など）
※外気等と接するものの工事に限る。
- (2) 省エネ改修工事が平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。）において行われること。また、当該住宅の居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること。
- (3) 平成20年4月1日以降に完了した工事であること。
- (4) 省エネ改修工事に要した費用が50万円以上であること。
- (5) 改修後の住宅（区分所有家屋の場合は各専有部分）の床面積が50平方メートル以上であること。

2. 申告手続きと添付書類について

- (1) 所定の省エネ改修家屋の減額申告書による申請が必要です。
※申告手続きが省エネ改修工事完了後3月を過ぎている場合はその理由を申告書に記載してください。
- (2) 熱損失防止改修工事証明書
→ 建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書
（省エネ基準に適合した工事であることの証明書）
- (3) 省エネ改修工事に要した費用の領収書（写し）

3. 減額措置の内容

- (1) 減額対象床面積は一戸当たり120㎡相当分まで
- (2) 工事完了した翌年度分に限り、固定資産税額（家屋分）の3分の1を減額
※バリアフリー（居住安全）改修工事に伴う固定資産税減額制度との併用が可能
（その他の減額制度との併用は不可）

問合せ先：江差町役場 税務課課税係 電話（0139）52-6723

省エネ（住宅熱損失防止）改修に伴う固定資産税の減額申告書

平成 年 月 日

檜山郡江差町長

申告者（納税義務者との続柄）

住所

氏名 _____ 印

マイナンバー

電話（ ） -

下記の家屋に係る固定資産税について、江差町税条例附則第10条の2第8項及び地方税法附則第15条の9第9項に規定する住宅熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額の適用を受けるため申告します。

納税義務者	住所			
	氏名			
家屋の内訳	所在地	江差町字	家屋番号	
	構造	木造・その他（ ）	種類・用途	
	床面積	㎡（うち居住の用に供する部分 ㎡）		
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事内容	改修工事が完了した日	平成 年 月 日		
	熱損失防止改修工事に要した費用	円		
	改修工事の内容該当する□にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 窓の断熱性を高める改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱性を高める改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱性を高める改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱性を高める改修工事			
完了後3月以内に提出できなかった理由等				

【添付書類】

- （1）建築士等の発行する熱損失防止改修工事証明書
- （2）領収書の写し（改修工事費用を確認できるもの）
- （3）改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の図面・写真（改修前・改修後）